

熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会運営要綱

制定 令和 2年 9月10日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定に基づき、熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、熊本市で発生した子どもの死亡事案について、中立公正な立場で独立して、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 子どもの死亡事案に関し、経緯を調査するとともに、事実関係の確認のみならず、死亡に至る過程や心理等を専門的な見地から調査すること。
- (2) 子どもの死亡事案の再発防止のため、今後行うべき施策を検討すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、前条の調査検討する事項に関し必要な知識経験を有するものであって、次に掲げる者のうちから、遺族の意向を十分に聴取した上で、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 児童福祉又は教育に関し学識経験を有する者
- (3) 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者
- (4) 心理に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、調査対象となる当該死亡事案の関係者と特別の利害関係を有しない者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理するものとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に該当する事項以外を検討する場合等、委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を公開することができる。

- 2 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は傍聴者を会場から退去させるものとする。

(規約の策定)

第8条 委員会は、市長の諮問に応じて第2条に規定する調査検討を行うに当たり、当該調査検討に関する規約を定めるものとする。この場合において、遺族等の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(調査記録員)

第10条 市長は、委員会の所掌事務を遂行するために専門の事項を調査する必要があるときは、委員の意向を十分に聴取した上で、調査記録員を置くことができる。この場合、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 調査記録員は、調査対象となる当該死亡事案の関係者と特別の利害関係を有しない者とする。

(調査検討結果の報告)

第11条 第2条の規定による調査検討をしたときは、委員会は、その結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出を受けたときは、遺族及び教育委員会等に対して報告する。

- 3 委員、臨時委員、調査記録員等は、第1項の規定により提出した報告書に関して、責めを負わないものとする。

(公表)

第12条 委員会は、市長に対し、第11条の規定により提出された報告書について、遺族等の個人情報保護等に十分配慮し、公表するよう求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあったときは、関係法令に基づき、公表するものとする。

(再発防止)

第13条 委員会は、市長に対し、第11条の規定により提出された報告書に基づき、速やかに教育委員会等が再発防止に資する必要な措置を講じるよう要請することを求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあったときは、教育委員会等に対し、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

- 3 委員会は、前項の規定による要請を受けて教育委員会等が策定した再発防止策について検証することができる。

(資料の管理)

第14条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を遂行する上で職務上作成、収集した文書等の資料について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び熊本市文書に関する訓令（平成7年訓令第5号）等の関係法令に基づき、適正に管理するものとする。

(守秘義務)

第15条 委員、臨時委員、調査記録員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第16条 委員会の庶務は、健康福祉局子ども未来部子ども政策課において行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。